

コーポレート・ガバナンス

大和証券グループ本社は、株主の権利および利益を尊重するとともに、あらゆるステークホルダーの立場を考慮し、「信頼の構築」「人材の重視」「社会への貢献」「健全な利益の確保」という企業理念の実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。そのために当社は、持株会社体制によるグループ経営を実践するとともに、機関設計として指名委員会等設置会社を採用することで、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、国際的な水準に適う透明性・客観性の高いコーポレート・ガバナンス態勢を構築しています。それとともに、効率性の高いグループ会社監督機能を実現し、グループ会社間のシナジーを発揮する一体感のあるグループ経営体制を構築しています。当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方の詳細は、当社ウェブサイト、有価証券報告書^{※1}、コーポレート・ガバナンス報告書^{※2}で開示しています。

体制・機関設計	目的
持株会社体制を採用	当社の執行役に加え、本社機能を担う職員が証券子会社を兼務することにより、本社部門の効率化とグループ各社間のシナジーを最大限発揮し、企業価値の最大化を図る。グループとしての一体性を保ちながら、自立した各事業分野が個性を発揮することで、競争力と成長性を高めていく。
指名委員会等設置会社を採用	経営の監督と業務執行の機能を明確に分離する。 執行役への大幅な権限委譲および執行役の業務分掌の明確化により迅速・果断な意思決定を行う。 独立社外取締役が過半数を占める指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会の設置で経営の透明性と公正性の向上を図る。

これまでの主な取組み

当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けたこれまでの取組みは右記のとおりです。最初の大きな変革としては、日本版「金融ビッグバン」により、証券会社のビジネスモデルの根本的な転換が求められる状況のなかで、1999年に国内上場会社として初めて持株会社体制へ移行し、グループ連結経営体制を他社に先駆けて構築したことが挙げられます。さらに経営の監督と業務執行の機能の分離や、機動的な意思決定を可能とすることを目的に、2004年からは委員会等設置会社（現在は指名委員会等設置会社）へと移行しました。その後もたゆみなく、さらなる改善に向けてブラッシュアップを続けています。

1998年 3月	企業理念を制定
6月	社外監査役を選任
1999年 4月	国内上場企業初の持株会社へ移行 経営諮問委員会を設置、グループ経営会議を設置
2000年 6月	報酬委員会を設置
2002年 6月	社外取締役を選任 取締役の任期を2年から1年へ短縮
2003年 7月	経営監理委員会を設置
2004年 6月	委員会等設置会社へ移行 （現在は指名委員会等設置会社）
2015年10月	コーポレートガバナンス・コードへの対応およびその一環として社外取締役会議を設置
2017年 4月	三委員会の委員長にすべて社外取締役を選定
2020年 6月	取締役の過半数は非業務執行取締役
2021年 4月	「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」を制定
6月	取締役の半数（14名中7名）を社外取締役として選任
12月	東京証券取引所の当社の新市場区分としてプライム市場を選択（2022年4月4日に移行）
2023年 6月	取締役の女性比率が30%超（14名中5名、35.7%）
2024年 6月	取締役の女性比率が50%（12名中6名）

（注）コーポレートガバナンス・コードへの対応状況については、コーポレート・ガバナンス報告書^{※2}にて開示しています。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン

「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」（以下、CGガイドライン）は、大和証券グループのコーポレート・ガバナンスの基本的な枠組みと方針を定めています。当社のコーポレート・ガバナンスの目的、機関設計、取締役会と各委員会の役割・構成、社内外の取締役の役割と要件、CEOの後継者計画、取締役会の運営・サポート体制、情報開示、株主・投資家・ステークホルダーとの対話、株主平等性確保などについて整理しています。



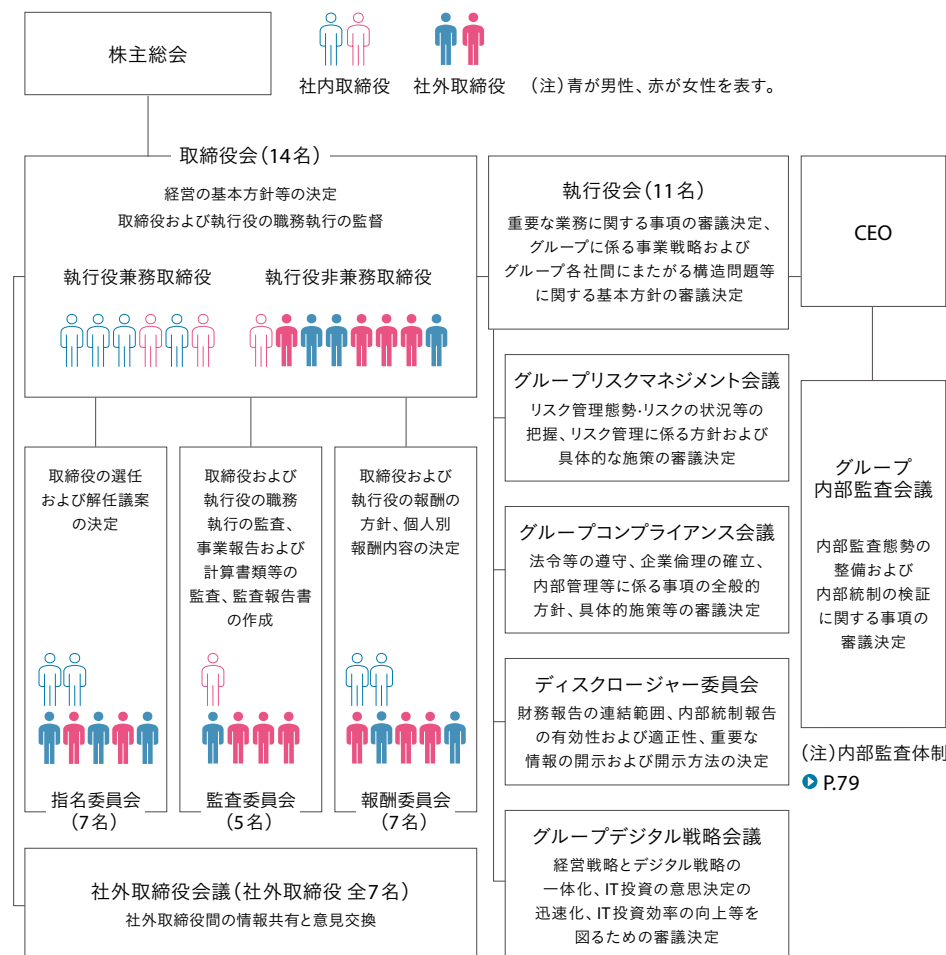
コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン

https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/corporate_governance.html

※1 有価証券報告書：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/tyuho_pdf/S100VYQN/00.pdf ※2 コーポレート・ガバナンス報告書：https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/pdf/corporate_governance_report.pdf
 ※3 統合報告書2024：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir_material2/239010/00.pdf

コーポレート・ガバナンス

大和証券グループ本社のコーポレート・ガバナンス体制図



(注) 1 サステナビリティに関するガバナンスに関しては、有価証券報告書^{*1}の「【サステナビリティに関する考え方及び取組】の(1)ガバナンス」をご参照ください。

2 気候変動に関するガバナンスは当社グループの下記ウェブサイト「気候関連レポート2025」をご参照ください。

取締役会の役割・構成・活動

(1) 取締役会の役割

当社の取締役会は、企業理念にもとづき、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることに責任を負います。

取締役会は経営の基本方針、執行役の選・解任、内部統制システムやリスク管理態勢の整備などの経営の中核となる事項を決定します。一方で、意思決定の機動性を確保するため、業務執行の決定権限を可能な限り執行役に委譲しています。そのうえで、取締役および執行役の職務執行を監督します。これらによって、当社グループの経営の公正性と透明性を確保しつつ、その責任を果たします。

取締役会の議題には、決議事項と報告事項があります。経営中核事項などの法令・定款上専決事項とされている事項のほかに、取締役会が重要であり決議が必要と認めた事項も決議事項とすることができます。報告事項は、各委員会や執行役の職務執行状況の報告など法令・定款上必要とされている事項のほかに、執行役会およびその分科会の議長、取締役または監査委員会が必要と認めた事項、取締役会が重要であり報告が必要と認めた事項もあげることができます。

(注)取締役会の議題の詳細は有価証券報告書※1の【コーポレート・ガバナンスの状況等】をご参照ください。
また、各取締役の2024年度取締役会出席状況は「取締役一覧」(P70)をご覧ください。

(2) 取締役会の構成

当社の取締役会はモニタリングボードであり、経営への監督機能をより適切に発揮するため、CGガイドラインで取締役のうち3分の1以上は独立社外取締役と定めています。さらに、取締役の過半数は、原則として、執行役を兼務しないことと定めています。取締役会全体の多様性の確保を重視し、取締役に占める女性比率については、原則として、30%以上と定めています。

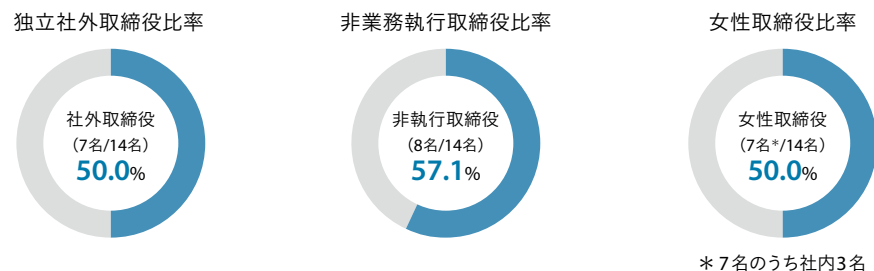
※1 有価証券報告書：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/yocho_pdf/S100VYQN/00.pdf

※2 コーポレート・ガバナンス報告書: https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/pdf/corporate_governance_report.pdf

※3 統合報告書2024：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir_material2/239010/00.pdf

コーポレート・ガバナンス

現在の実際の取締役会の構成は下記のとおりです。



コーポレートガバナンス・コードでは、プライム市場の上場企業に対しては取締役の3分の1以上を独立社外取締役とするよう求めています。当社は取締役の半数が独立社外取締役であり要件を充たしています。取締役の過半数が非業務執行であることや、指名委員会等設置会社として各委員会の過半数は独立社外取締役で、委員長も独立社外取締役であることから、十分なガバナンス体制を構築しているものと考えています。

取締役の選・解任のプロセスや基準については、有価証券報告書^{※1}またはコーポレート・ガバナンス報告書^{※2}の指名委員会の項をご参照ください。取締役候補者の選定の方針については、CGガイドラインの第8条、第9条に規定しています。

社外取締役の通算在任期間は、CGガイドラインでは、原則として8年を超えないこととし、いかなる理由があろうと10年は超えないこととしています。

取締役に必要なスキルとしては、「企業経営」「財務会計」「法務・コンプライアンス」「DX・情報通信」「グローバル」「サステナビリティ」を挙げています。各取締役のスキルについては「取締役一覧」をご覧ください。

取締役会議長は、当社の代表権を持たない取締役会長が務めており、経営の連続性や、執行役会と取締役会の円滑な連携の観点から執行役を兼務しています。

一方で、社外取締役会議長が社外取締役をとりまとめる役割を担っています。現在の社外取締役会議長は西川克行取締役です。

(3) 取締役会の活動

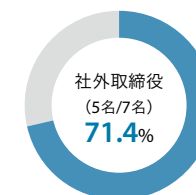
当社では指名委員会等設置会社として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しています。各委員会は、法令に従い、社外取締役が過半数を占めています。さらに、当社では各委員会の委員長は、社内規則およびCGガイドラインで、委員である社外取締役のなかから選定することとしています。

◆ 指名委員会

役割

コーポレート・ガバナンスに配慮した取締役会の構成および取締役候補者の指名に関する基本的な考え方、ならびに取締役候補者の選定、CEOの後継者計画などについて検討

独立社外取締役比率



活動内容・委員会構成

2024年度の活動内容および委員の出席状況、2025年度の委員会構成については、有価証券報告書^{※1}P.93参照

取締役会の構成・取締役候補者の選定の方針

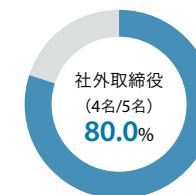
有価証券報告書^{※1}P.93参照

◆ 監査委員会

役割

取締役・執行役の職務執行の適法性・妥当性の監査、事業報告・計算書類等の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選解任や不再任に関する議案の内容を決定。また、会計監査人の報酬等の決定について同意権を持つ。

独立社外取締役比率



※1 有価証券報告書： https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/yocho_pdf/S100VYQN/00.pdf ※2 コーポレート・ガバナンス報告書： https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/pdf/corporate_governance_report.pdf
 ※3 統合報告書2024： https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir_material2/239010/00.pdf

コーポレート・ガバナンス

活動内容・委員会構成

- 2024年度の活動内容および委員の出席状況、2025年度の委員会構成については、有価証券報告書※1 P.94、118および119参照
- 大和証券の会議体（コンプライアンス会議、デジタル戦略会議、プロダクトガバナンス協議会、海外経営会議など）の議題についても報告
- 選定監査委員は、大和証券、大和アセットマネジメント、大和総研、そのほかの主要子会社の監査役を兼任して、当該会社の取締役会などの会議に参加しているほか、会計監査人とも連携、グループ会社の常勤監査役との情報・意見交換も実施
- 監査委員会の業務を補佐する専任部署として監査委員会室を設置



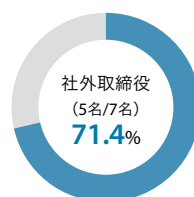
視察の様子

◆ 報酬委員会

役割

役員報酬に関する方針および個別報酬内容の決定に関する事項、ならびに連結業績・株価の向上に資するグループ全体のインセンティブ・プランなどについて検討

独立社外取締役比率



活動内容・委員会構成

2024年度の活動内容および委員の出席状況、2025年度の委員会構成については、有価証券報告書※1 P. 94 参照

※1 有価証券報告書： https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/yuho_pdf/S100VYQN/00.pdf

※2 コーポレート・ガバナンス報告書： https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/pdf/corporate_governance_report.pdf

※3 統合報告書2024： https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir_material2/239010/00.pdf

CEOの後継者計画

指名委員会では、後継者選定の考え方やCEOに求める条件に関する現CEOの考えを踏まえ、CEOの後継者候補となり得る主要な役員に関するレビューを定期的実施しています。また、将来の経営幹部候補を育成するための研修プログラムを毎年実施し、その実施状況を取締役会に定期的に報告しています。

CEOの後継者計画、選任・解任プロセスについてはCGガイドライン第15条で定めています。

なお、現CEOの選任の経緯につきまして、統合報告書2024※3「コーポレート・ガバナンス対談」(P.118)をご参照ください。

社外取締役へのサポート

当社は、取締役会と社外取締役の補佐をする専任部署として取締役会室を設置しています。取締役会室は、経営企画部と共同で取締役会の事務局の機能を担います。

取締役会および各委員会の開催前には、関連部署および事務局による説明を実施しています。重要議題については、執行役員やそのほかの会議の内容を社外取締役にも共有しています。

社外取締役間の情報共有・意見交換の場として、社外取締役会議を複数回開催し、また社内取締役と社外取締役がより率直に意見交換を行い、コミュニケーションを強化する場としてオフサイトミーティングを開催しています。具体的な内容は有価証券報告書※1の95ページをご覧ください。



オフサイトミーティングでの丸紅経済研究所社長 今村 卓氏のご講演

コーポレート・ガバナンス

さらに、社内役員と社外取締役が直接対話する機会を複数回設け、コミュニケーションのさらなる活性化を図っています。加えて、社外取締役に対する研修・情報提供のため、下記を実施しています。

- ◆ 新任の社外取締役への各部署からの業務内容などの説明
- ◆ 役員研修（外部の講師や研修機関なども活用）
- ◆ 社外取締役会議における外部の有識者によるレクチャー
- ◆ 業界情報（制度動向を含む）の提供
- ◆ 決算説明会や経営戦略説明会、機関投資家との個別ミーティングの内容を随時共有

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的に、2014年度より毎年度、取締役会の実効性評価を実施しています。全取締役に対し、取締役会の役割・責務、構成、運営方法、議論の状況、指名・監査・報酬の各委員会の運営などについてアンケートによる回答を得たうえで、専門機関によるインタビューを実施し、その結果を分析・評価しています。評価結果については取締役会へ報告し、議論することによりPDCAサイクルを回し、取締役会の実効性の維持・向上に努めています。

当社の取締役会の実効性評価のポイント

- ◆ アンケート項目の策定への助言、インタビューについては専門機関が実施
- ◆ 取締役会や社外取締役会議の議題はアンケートおよびインタビューでヒアリングし、年間プランを策定
- ◆ 2024年度の評価項目は、経営戦略、リスク管理、取締役会の議題、ステークホルダーとの対話、取締役会の構成と運用
- ◆ 指名、監査、報酬委員会の評価も実施
- ◆ 社外取締役の個人評価として自身による年間の振り返りを実施

なお、2024年度評価にあたっては、PLANの段階で前年度評価のレビューを外部の第三者機関に依頼して実施しています。

（注）1 2024年度評価の詳細については、コーポレート・ガバナンス報告書^{※2}を参照

2 過去の取締役会で指摘された課題と対応については、下記のウェブサイト参照

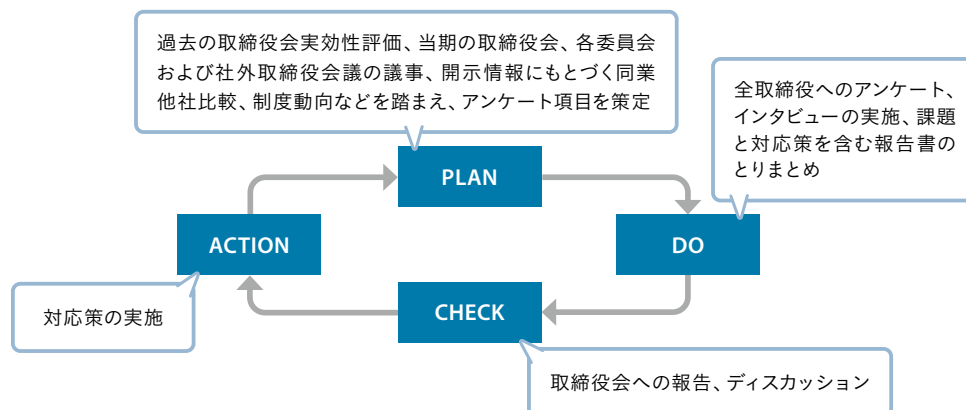


https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/corporate_governance.html

※1 有価証券報告書： https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/yuho_pdf/S100VYQN/00.pdf

※2 コーポレート・ガバナンス報告書： https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/pdf/corporate_governance_report.pdf

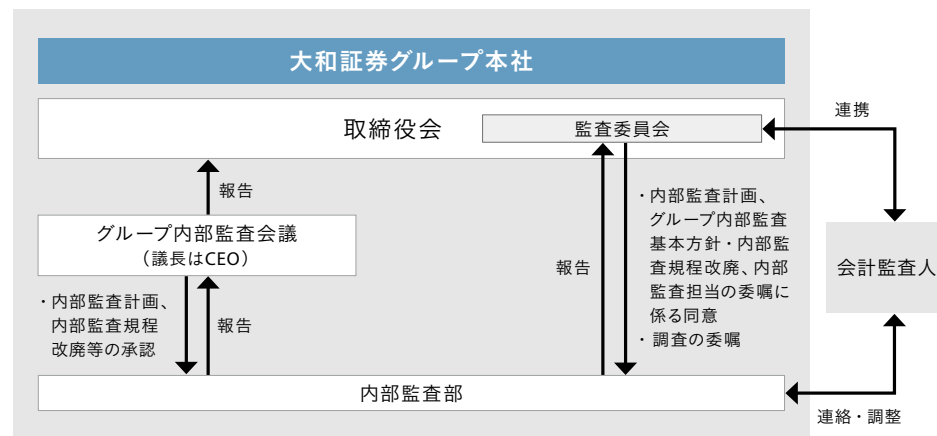
※3 統合報告書2024： https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir_material2/239010/00.pdf



コーポレート・ガバナンス

内部統制

内部監査体制図



■ 内部統制システム

当社グループでは、業務を健全かつ適切に遂行できる内部統制態勢の維持は経営者の責任であるとの認識に立って、グループの事業に係る各種の主要なリスクについて当社を中心とする管理態勢を構築し、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全などを図っています。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するための体制を取締役会で決議し、内部統制システムの充実を図っています。

■ 内部監査

当社グループは、内部統制態勢において内部監査は重要な機能を担うものと位置付け、当社に専任の内部監査担当執行役を置き、ほかの部署から独立した内部監査部が内部統制態勢を検証しています。

グループの事業に関して内部監査で着目している事項の例

- ▶ 大和証券および海外拠点におけるグローバルな金融商品取引業者としての内部統制態勢
- ▶ グループ各社における事業の状況および当社からの統制の状況など

■ 内部通報制度（企業倫理ホットライン）

当社グループでは、法令諸規則の違反をはじめとする、当社グループの企業価値を毀損するおそれのある行為の早期発見と未然防止を主な目的として、大和証券グループ本社の企業倫理担当もしくは社外の弁護士に直接通報できる企業倫理ホットラインを導入しています。制度の運用にあたっては、「通報者保護」を規程に明記し、通報者の保護や匿名性の確保に努めています。また、通報者が通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いや報復を禁止し、その徹底を図っています。通報手段については、電話に加えてイントラネットの通報画面やメールなどでも受け付けており、24時間365日通報が可能です。通報を受けた場合、企業倫理担当は、グループ各社の内部通報対応業務の責任者と協力し、通報者保護に留意しながら実態調査を行います。2024年度における内部通報の受付件数は111件でした。



内部通報制度（企業倫理ホットライン）の仕組みと実績

<https://www.daiwa-grp.jp/about/governance/compliance.html#anc-05>